



新宿区

『新宿力』で創造する
やすらぎとにぎわいのまち新宿

令和6年第1回区議会定例会
新宿区長定例記者会見資料
令和6年2月2日

| | | | |
|-----|------------------------------------|-----|------|
| 事業名 | 新宿駅周辺地域における路上飲酒の制限に関する条例の制定 | | |
| 予算額 | 令和6年度予算額 | 0千円 | (新規) |
| | (前年度予算額) | 0千円 | |
| 取材先 | 危機管理担当部危機管理課長 福岡 (電話 03-5273-3532) | | |

(仮称)新宿駅周辺地域における路上飲酒の制限に関する条例の制定について検討します

【目的】

新宿駅周辺地域における路上飲酒を制限することにより、路上飲酒に起因するごみの投棄その他の迷惑行為を防止し、誰もが安心して訪れることができる新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境を確保します。

【背景】

- 国内外からの観光客等の来街者が増加
- 渋谷区がハロウィン等で大規模な人流抑制を実施すると、新宿駅周辺に来街者が集まり、路上飲酒や迷惑行為の増加が懸念
- シネシティ広場等の人が集まりやすい場所での路上飲酒等によりトラブルに発展する可能性
- 新宿駅周辺の7商店街振興組合が連名で、路上飲酒に起因する通行妨害、ごみの投棄等の迷惑行為の対応やハロウィン対策のための条例制定に関する要望書を提出

ハロウィン等の混雑時における対策

【概要】

渋谷区と連携し、期間を限定して、路上飲酒を禁止するとともに、期間中はアルコール販売店舗に対し販売の自粛を要請します。

【期間】

- ハロウィン時期 (10/31前後)
- ほかに区規則で定める期間

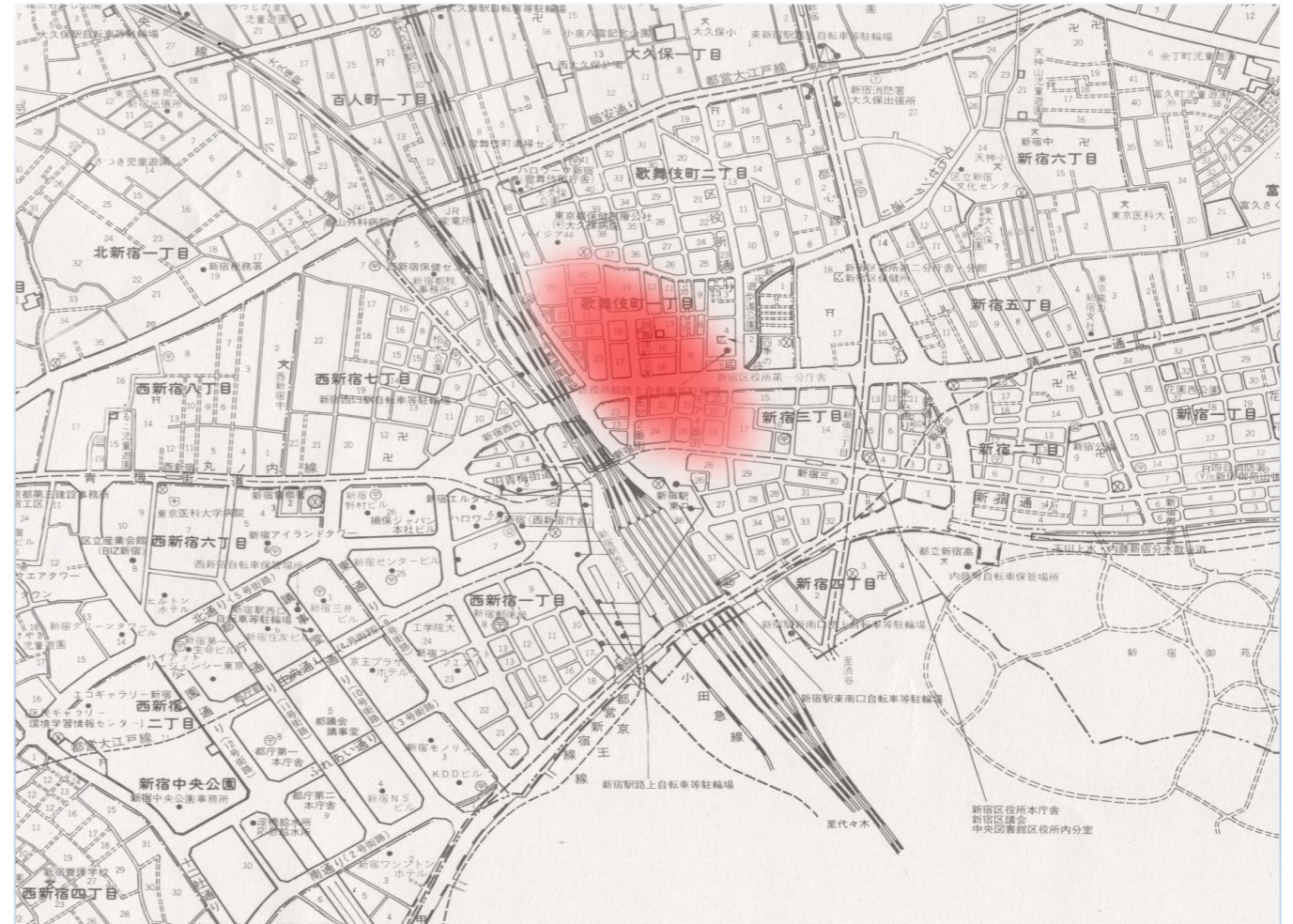
【禁止区域】

歌舞伎町周辺

スケジュール

- 2月 商店街との勉強会
- 3月 パブリック・コメント実施
- 5月 パブリック・コメント結果報告
- 6月 第二回定例会 上程
- 9月 条例施行

👉ハロウィン等の混雑時における路上飲酒禁止区域(案) (歌舞伎町周辺)



区の責務

- 関係行政機関や関係団体と連携し、条例の目的を達成するために必要な施策を推進する
- 施策の策定は関係行政機関と協議の場を設け施策に反映させる

事業者の責務

- 区が実施する酒類の販売自粛等の施策への協力

来街者の責務

- 関係法令を遵守し、条例の目的を達成するための区の施策への協力